

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する「昭和町その 1 地区外 4 地区地籍調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第 2 条 本業務は、津波による浸水が想定される区域において、国土調査法に基づく地籍調査（道路等官地内調査）を実施し、地籍の明確化を図ることを目的とする。

(作業規程)

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び請負契約書のほか、下記関係法令等に基づくものとする。

- (1) 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）
- (4) 同運用基準（平成 14 年国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通達）
- (5) 地籍図の様式を定める省令（昭和 61 年総理府令第 54 号）
- (6) 地籍簿の様式を定める省令（昭和 53 年総理府令第 3 号）
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成 14 年国土国第 591 号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (8) 同細則（平成 14 年国土国第 598 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (9) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成 15 年 4 月 1 日国土国第 504 号国土調査課長通知）
- (10) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成 20 年国土国第 2 6 7 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (11) その他関係法令及び通達

(作業計画)

第 4 条 受託者は、本業務の実施にあたり、下記の書類を作成するとともに、委託者に提出し、その承諾を受けるものとする。なお、その計画を変更しようとする時も同様である。

- (1) 委託業務着手届、兼業務代理人等通知書
- (2) 業務代理人等経歴書
- (3) 業務実施計画表
- (4) 作業計画書
- (5) 業務委託完了報告書
- (6) その他委託者の指示する書類

2 主任技術者及び業務代理人は、測量法第 49 条に基づき登録をされた測量士、土地家屋調査

士、土地改良換地士、又は土地区画整理士の資格を有する者、又は補償コンサルタント登録規定により管理技術者に登録された者、地籍主任調査員で委託者が適当と認めた者であることとし、作業に従事する者を含め従事者名簿を提出するものとする。

(使用機器)

第5条 本業務に使用する機器は、測量精度を十分保持し得るものとし、使用機器名を記載した書類及び検定証明書を委託者に提出し承認を得るものとする。

(秘密厳守)

第6条 受託者は、本業務実施にあたって、国土調査法第36条に基づき次の事項を厳守するものとする。

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。
- (2) 業務上収集した情報を委託者の許可なく複写及び加工し、庁外に持ち出してはならない。

(身分証明書及び土地立入)

第7条 受託者は、業務を実施するために他人の土地に立ち入るときは、次の事項を厳守するものとする。

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。
- (2) 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は占有者にその旨を通知すること。
- (3) 受託者は業務終了後、速やかに身分証明書を委託者に返却すること。

(土地の使用)

第8条 業務実施にあたり、受託者が第三者に与えた損害は、受託者の責任において補償するものとする。

(工程管理)

第9条 受託者は、本業務の実施にあたり、地籍調査事業工程管理及び検査規程に従い、作業による自主点検を徹底するものとし、点検を行った箇所に検付を行うものとする。

- 2 受託者は、主任技術者による工程ごとの自社点検を徹底するものとし、点検を行った箇所には赤で検付を行うものとする。
- 3 受託者は、現場作業日誌を作成し、進捗状況等を委託者に報告するものとする。
- 4 受託者は、工程ごとに委託者が指定する工程管理者の指示する帳票等を提出し、点検を受けなければならない。

(成果の検定)

第10条 受託者は、委託者より指示があった場合、第三者機関による測量成果検定を受けなければ

ならない。

- 2 測量成果検定を受けた場合は、第 24 条に掲げる成果品に加え、第三者機関が発行する検定証明書及び検査成績表を成果品として納品するものとする。

(紛争の回避)

第 11 条 受託者は、本業務実施にあたって、次の各号に掲げることに十分留意し、紛争の回避に努めなければならない。

- (1) 交通及び保安上問題が生じる恐れがある場合は、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上実施すること。
- (2) 本業務従事中は、常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務従事中、事故が生じた場合は、所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに委託者に報告すること。

(かし担保)

第 12 条 受託者は、本業務委託の終了後において形状寸法、又は観測値、測距離並びに計算値などに誤りを発見した場合は、受託者の負担において補足、又は修正を行なうものとする。

(工程検査)

第 13 条 受託者は、本業務の実施にあたり、地籍調査事業工程管理及び検査規程に基づき、工程ごとに委託者が指定する工程検査者の指示する帳票等を提出し、検査を受けなければならない。

- 2 受託者は、工程検査並びに完了検査において、過失又は粗漏に起因する誤りが判明した場合は、速やかに再測、補測を受託者の負担において実施するものとする。

- 3 本作業は、成果品に業務委託完了報告書、納品書等を添えて提出し、検査に合格した時点をもって完了とする。

(成果品の帰属)

第 14 条 本業務における成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用してはならない。

(疑義の解決)

第 15 条 本仕様書において疑義が生じた場合、または明記されていない事項が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上、その決定事項に従い業務を遂行するものとする。

(検査等)

第 16 条 本調査は、静岡県検査及び会計検査院検査を経て完結するため、受託者は各検査に協力するものとする。

第2章 業務概要

(業務の内容)

第17条 本業務は、国土調査法に基づく地籍調査測量作業及び一筆地調査作業を地上数値法により実施するものとする。

(作業工程)

第18条 本業務における作業工程は次のとおりとする。

- (1) 一筆地調査 (E工程 (E-2) : 現地調査の通知・現地立会作業)
- (2) 地籍細部測量 (F I工程 : 細部図根測量)
- (3) 地籍細部測量 (F II工程 : 一筆地測量)
- (4) 地積測定 (G工程)

(一筆地調査)

第19条 本作業は、現地立会調査の準備 (登記簿調査等) 及びその通知、並びに調査図素図等を作成するものとする。

- (1) 受託者は、本作業のため、主任技術者 (土地家屋調査士、土地改良換地士、又は土地区画整理士の資格を有する者、又は補償コンサルタント登録規定により管理技術者に登録された者、地籍主任調査員で委託者が適当と認めた者) を置くものとする。
- (2) 受託者は契約後、一筆地調査の作業進行予定表を作成し、委託者に直ちに提出すること。
- (3) 受託者は、調査実施にあたっては調査員に身分を証する帳票を携帯させ関係人より請求があった場合は、これを呈示しなければならない。
- (4) 筆ごとの調査については、分筆経過等を事前調査し、調査票持参の上、現地にて境界確認調査を必要に応じて班編成 (一班2名以上の体制) にて実施するものとする。受託者は、委託業務契約後直ちに、調査作業員の経歴証明書 (区分については詳細に記載) を提出のこと。
- (5) 境界確認作業について、事前に立会者名簿 (日程表) を作成して立会人に通知し、地籍調査票に立会日・立会人氏名を記入の上、押印させるものとする。
- (6) 立会日程等について、受託者は委託者と事前に充分打合せを行い、効率的に作業を進めること。
- (7) 境界杭及び杭番号プレート (国土調査専用) は、委託者の指示する物を使用すること。
- (8) 境界基準杭は、プラスチック杭 (7cm×7cm×60cm以上) とする。
- (9) 調査完了 (成果品納入) 後において、細部測量実施中に土地所有者等から境界杭の位置の変更等が発生した場合には、受託者の責任において、発生日から2日以内に再調査の上、境界杭の埋設を行うこと。
- (10) 本作業全てにおいて、第三者に委任又は請け負わせてはならない。又、それに準じるような行為をしてはならない。
- (11) 市町村境界杭は、コンクリート杭 (10cm×10cm×100cm以上) とする。

(地籍細部測量)

第20条 本作業は、細部図根測量及び一筆地測量の工程とし、次の点を考慮の上、作業するものとする。

- (1) 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等によりやむを得ない場合には、トータルステーションを用いた放射法にすることができる。
- (2) 細部図根測量の結果に基づき数地図根点配置図を作成する。ただし、地籍図根多角点網図と兼用することができる。
- (3) 観測の制限等細部については、規定に準拠し、実施するものとする。
- (4) 一筆地測量終了後電子計算機により、各筆界点の座標値を求めた結果データに基づき、精密自動図化機によって、地籍図原図を作成するものとする。
- (5) 地籍図作成に用いる用紙は、ポリエステルベース（#500）とするが、委託者と協議し、決定するものとする。
- (6) その他作業の制限等については、規定に準拠し、実施するものとする。

(地積測定)

第21条 地積測定は電子計算機を使用し、現地座標法により面積を求めるものとする。

- 2 面積計算簿には、筆ごとに関係する筆界点番号を明示し、筆界点の座標値、筆界点間の計算辺長と方向角を併せて表示する。
- 3 単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなることを点検するものとする。

(打合せ協議)

第23条 打合せ協議は、着手時及び最終時の2回以上とし、必要に応じ中間時の打合せを実施するものとする。また、他機関との協議が必要な場合には、必要に応じて立ち会うものとする。

(成果品)

第24条 本業務で納入する成果品は次のとおりとし、各成果品は、報告書（A4版）及び電子データ（CD-R）に納め各2部提出するものとする。なお、成果品の様式等は、「地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例」ほか関係法令等によるものとし、電子データのファイル形式は、委託者の指定する形式とする。

- (1) 一筆地調査（E-2）
 - ①一筆地調査図素図
 - ②地籍調査票
 - ③作業日誌
 - ④問題点報告書
 - ⑤土地所有者一覧表
 - ⑥法務局備付公図写（地積測量図含む）
 - ⑦土地登記簿写し

⑧一筆地調査図

⑨地籍境界調査票（都市部官民境界等先行調査用）

（2）地籍細部測量（F）

①地籍図根測量計算諸簿

②細部図根点配置図（準則第 67 条）

③細部図根点成果簿（準則第 67 条）

④一筆地測量計算諸簿

⑤筆界点番号図（準則第 74 条）

⑥筆界点成果簿（準則第 74 条）

⑦筆界点成果等電子記録

⑧精度管理表

⑨地籍図根細部測量点座標電子データ（形式：地籍フォーマット 2000・SIMA）

⑩地籍明細図（必要な場合。準則第 75 条）

⑪地籍図原図（準則第 74 条）

⑫地籍図一覧図（準則第 74 条）

（3）地積測定（G）

①地積測定計算簿諸簿

②地積測定成果簿（準則第 87 条）

③筆界点座標値等電子記録

④精度管理表

（4）その他（上記以外の提出書類）

①検定証明書

②打合せ記録簿

③班長検査及び主任技術者の点検成績表

④その他監督員の指示するもの